

和歌山県監査公表第18号

令和3年2月25日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月4日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 消費税の増額により改正された行政財産使用料の追加額について、10月からの半年とするとところを1年分請求したことによるものであり、誤った算定額の返還金処理を行った。</p>

2 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。 イ 旅費計算を誤っていた。</p> <p>(2) 水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用の委託について、協定書の締結が遅延していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 令和元年度に支出すべき修繕料等において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 低入札価格調査対象工事について、着工後の下請内容が入札時に確認したものと相違していたにもかかわらず、再調査に向けた取組が不十分であったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 自動販売機に係る電気使用料において、歳入更正票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 収入調定票において、決裁がなされていない事例</p>	<p>注意事項 (1) 旅費の支出については、次のとおり措置した。 ア 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、決裁者及び職員に周知するとともに、令和3年2月に過支給分を返納した。 イ 旅費について、適正に支出するよう、関係職員に周知するとともに、令和3年2月に過支給分を返納した。</p> <p>(2) 令和2年12月に協定書の締結を完了した。</p> <p>(3) 消耗品の納品検査の際は、必ず受付印及び担当者印を押印するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 支払漏れがないよう複数人でチェックし、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 工事の変更契約を行う場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条に基づく書面内容の変更の要否を確認し、変更する場合は、変更書類を添付した上で契約するよう、関係職員に周知した。</p> <p>(6) 低入札価格調査対象工事において、低入札価格調査時点からの下請業者の追加又は変更、下請金額の2割以上の増減、施工方法の変更等、再調査の実施の対象となる事実が生じていることが見込まれる場合は十分な確認を行い、再調査を必要とする事実が認められた場合は、遅滞なく再調査を実施するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(7) 書類の保管を徹底するとともに、基本的な事務の流れを関係職員に周知した。</p> <p>(8) 収入事務の手引による取扱方法を確認し、事務処</p>

<p>があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 土木使用料の収入調定において、収入調定票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 占用料金に誤りのあった道路占用許可について、取消しの決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>理を適正に行うよう、関係職員に周知した。</p> <p>(9) 書類の保管を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(10) 職場研修を行い、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 物品調達伺及び物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 現在高と現物の照合を完了し、5万円以下の物品については、消耗品に切替えを行った。</p> <p>(2) 職員に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、事故防止に向けて運転には十分注意をするよう指導を行うとともに、車両の適正な使用及び管理についても併せて指導を行った。</p> <p>(3) 公用車使用後は、車両管理者の確認を行うよう、関係職員に周知徹底をした。</p> <p>(4) 決裁の状況については、決裁者が確認することはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 出納機関への合議について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県精神保健福祉センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>過支給になっていた旅費については、返納手続を行い返納を完了するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 競輪開催運用資金に係る資金前渡において、精算・戻入の遅延等の不適切な事例があったことは、誠に遺憾である。</p> <p>資金前渡は、特定の支払のために必要な都度、必要かつ最小限の範囲内で現金を受け、その都度支払を完了するものであり、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じ、厳正な管理・執行に万全を期されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 競輪開催運用資金に係る資金前渡の精算・戻入の遅延等については、以下のとおり再発防止策を講じた。</p> <p>ア 従来の事務手順の見直しを行い、新たに開催運用資金準備マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき事務作業を進め、資金前渡の精算・戻入の遅延が起らないようにしている。</p> <p>イ 開催運用資金の入出金状況を把握するため、新たに開催運用資金台帳を作成し、当該運用資金が適正に運用されているかを定期的に確認している。</p>

<p>(2) 和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 委託料及び広告料の契約において、契約書に定める実績報告書の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 納期限の指定がなされていなかった。 イ 納期限の指定を誤っていた。</p> <p>(5) 諸収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 行政財産の使用において、行政財産の使用許可の手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>ウ 事務作業の進捗状況を把握するため担当者の報告と上司の確認を定期的に行うよう、徹底した。 エ 朝礼や職場研修等で、多額の公金を扱う職場であることを常に意識するよう、周知徹底している。</p> <p>(2) 契約保証金については、和歌山県財務規則に基づき契約保証金の受入れを確認した後に契約を締結するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 契約書に定める実績報告書の提出については、事務処理に際して契約書の内容を十分確認することにより、実績報告書の受領漏れが起こらないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 収入調定の納期限については、和歌山県財務規則に基づき、適正に納期限の指定を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 諸収入については、納期限内に収納できるよう定期的に収納状況を確認するとともに、納期限を過ぎた場合は、速やかに督促状を発するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 行政財産の使用料については、算定額を間違わないよう慎重に算定するとともに、算定額を別の職員がダブルチェックするよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(7) 行政財産の使用料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>
---	--

6 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過支給となっていた旅費については、返納手続を行い、返納を完了するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 現金の払込みについては、払込者が払込日当日不在の場合は出納員に引き継ぐ等、運用方針を変更し、今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、今後は適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 照合の結果、現物確認できない備品については、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、是正措置を完了している。今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>